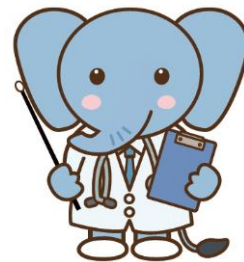


医業経営の
先生方へ

小規模企業共済制度

耳より
おトクポイント



個人事業主の退職金共済制度!!

節税してゆとりある老後に備える♪

お

◇個人事業主のための退職金共済制度

掛金は全額所得控除!

最大年間所得控除額84万円!

30年間かけた場合、なんと2,520万円も所得控除!

個人事業主1人につき共同経営者も2人まで加入可!

配偶者と共同経営している場合

世帯合算で最大年間所得控除168万円

30年間かけた場合は、なんと5,040万円も所得控除!

ト

◇月額掛金「70,000円」の場合 給付額表

掛金給付年数	掛金合計額	共済金A ※事業を廃止等	共済金B ※老齢給付等	準共済金	解約手当金
5年	420万	約434万	約430万	420万	※3
10年	840万	約903万	約882万	840万	
15年	1,260万	約1,407万	約1,358万	1,260万	
20年	1,680万	約1,950万	約1,861万	約1,693万	
30年	2,520万	約3,043万	約2,948万	約2,682万	
税務上の取扱い		退職所得扱い			

*1 共済金などの額は、経済情勢等が大きく変化した時は、変更されることもあります。

*2 A・B・準共済金の額は源泉徴収前の共済等の額です。したがって掛金月額および契約期間によっては、手取額が掛金合計を下回る場合があります。

*3 掛金納付月額に応じて、掛金合計額の80~120%相当額がお受け取りいただけます。掛金納付月額が240か月(20年)未満の場合は掛金合計額を下回ります。

ク

◇節税額(掛金の全額所得控除による)年間所得1,000万円の場合

課税される 所得金額	加入前の税額(a)	加入後の税額(b)	節税額(=a-b)
	所得税+住民税	月額掛金7万円	月額掛金7万円
1,000万円	280.6万円	243.9万円	36.7万円

年間 36.7 万円
× 30 年間

節税額 1,101 万円

*1 「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で課税対象となる額を言います。

*2 税額は、平成29年1月1日現在の税率に基づき、所得税は復興特別所得税を含めて計算をしています。住民税均等割については、5,000円としています。



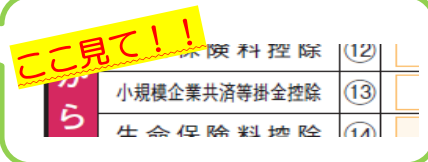
☑ 節税できるかをセルフチェック!

確定申告書の小規模企業共済等掛金控除欄が空白ですか?

常時雇用する社員が5名以下ですか?

できれば、節税したいですか?

すべてチェックが埋まっていれば節税できます!!

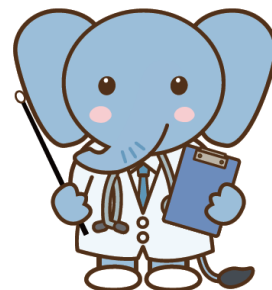


052-937-7832 へ問い合わせ♪

小規模企業共済制度 問い合わせ票

ご希望の項目に☑をつけ、所要事項を記入の上、FAXしてください

- 詳しい {資料・申込書} を送ってほしい
- 詳しい話が聞きたいので電話してほしい
- 詳しい話が聞きたいので訪問してほしい



希望日時

●第一希望 月 日 () 曜日 時 分頃

●第二希望 月 日 () 曜日 時 分頃

先生のお名前	
ご対応者（ご本人の場合、記入不要）	電話番号 ()
医療機関名	
訪問先ご住所	

お問い合わせ先

名古屋市医師会協同組合 福祉共済部

〒461-0004 名古屋市東区葵1-18-14

TEL:052(933)1620 FAX:052(933)1728

メール：fukushi@nagoya-ikyuu.or.jp ◎お気軽にお問い合わせください◎

スマホからでもお気軽にお問い合わせください♪

